

生駒市親子ふれあい農業体験学習実施要綱

平成26年4月1日制定

第1 目的

この要綱は、農業振興のみならず、生き物などの自然とふれあいなどの農業体験を通じて、小学生が保護者と共に農作業を通じて、農と食の大切さ、物を作る喜びを実感し、物を大切にする心を養い、情緒豊かな成長や環境意識の醸成を促し、農業の理解と学習に資するため、生駒市親子ふれあい農業体験事業を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

第2 実施主体

この事業は、生駒市が実施するものとする。

第3 事業内容

体験学習は稻作を中心とし、次のとおりとする。

(1) 参加者募集（4月）

本事業の参加者を募集する。1地区親子25組程度を定員とする。

(2) 田植え体験（6月）

水張りされた水田に、餅米の苗を親子で植え付ける。

(3) 収穫体験（9月）

9月の秋分の日（祝）頃に稻刈りを実施する。雨天決行。ただし、台風の接近及び警報発令時等を除く。

(4) 発表会等（12月）

参加した小学生は、稻作体験を通じて良かったこと、苦労したことなど感想文で提出する。その後、発表会等で発表するものとし、感想文はホームページ等で公開するものとする。

第4 対象者及び条件

本事業の対象者及び条件は次のとおりとする。

(1) 市内在住の小学生及び保護者

(2) 田植えから収穫体験までのほとんどの事業に参加できること

(3) 市職員などの指導に従うこと

(4) 事業実施上、支障があると認められる行為をしないこと

(5) 参加者及び近隣農地耕作者と交流を図り、互いに協力すること

(6) 本事業に参加する費用は無料とする。

第5 募集及び参加者の決定

- (1) 募集は、年1回4月に行い、広報いこま、ホームページ、ツイッター等で一般公募とする。
- (2) 申込みをした者の数が募集した数を上回る場合は抽選により利用者を決定するものとする。

第6 損害の賠償

本事業の実施に際し、参加者がその責めに帰すべき事由により、施設を破損し、又は滅失したときは、市の指示するところに従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

第7 本市の免責

本事業の実施に際し、本市は、天災地変、病害虫、盜難等による作物の被害による事業の遂行が困難となった場合、事業を中止とする。

また、事業の実施にあたり、保護者が責任をもって小学生を監視することとし、参加者に傷害等が生ずることがあった場合、全国市長会の市民総合賠償補償保険の範囲内で、本市が補償するものとする。

第8 事業実施上の留意事項

本事業は、農業の理解と食育を推進することを目的として実施しており、市が本事業を実施するまでの稲作の水管理、米の乾燥、精米等の準備作業を実施する場合には、参加者はできる限り協力するものとする。

第9 その他

本事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、必要に応じて別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。